

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十六年六月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年四月九日奈良県指令建第九二一八五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年五月二十六日建第八二二六号

三 開発区域に含まれる地域

高市郡明日香村大字飛鳥六一〇番、六一一番一、六一一番三、六一一番四、七〇七番一、七〇八番の一部、七〇九番一の一部、七〇九番二の一部及び七〇九番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡明日香村大字飛鳥七〇八・七〇九番地  
飛鳥坐神社 代表役員 飛鳥弘文

一 許可番号

平成二十五年八月二十日奈良県指令建第九二一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年五月二十七日建第八二二七号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市柿本一九七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市北花内三三六番地 デイズニールA棟一〇五号

松本竜昭

松本予基子